

いかるが社協だより

新型コロナウイルスに気を付けましょう!!

日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

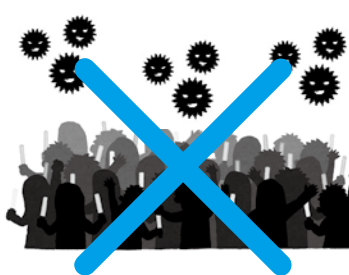
①換気の悪い

密閉空間



②多数が集まる

密集場所



③間近で会話や
発声をする

密接場面



感染症予防のために、日々の生活の中で以下の事を心がけましょう。

- ・石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ・正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ・高齢者や持病のある人は公共交通機関や人混みを避けましょう。

■ 内容

令和2年度斑鳩町社会福祉協議会事業計画・予算	2・3
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、 生活資金にお困りの皆様へ	4・5
社協貸出物品をご活用ください	6
老人クラブの活動に参加しませんか	7
令和2年度社協会員にご加入をお願いします	8

町の人口

令和2年3月31日現在

総人口 **28,210**名

65才以上男性 3,738名

65才以上女性 4,871名

計 8,609名

高齢化率 **30.5**%

福祉協議会事業計画・予算

して、「みんなで考え みんなで目指す 豊かなまちづくり」をすすめます。

共同募金配分金事業 (3,365千円)

〈赤い羽根共同募金〉

- ・社協だよりの発行(奇数月発行)
- ・ホームページによる情報発信
- ・社会福祉大会の開催
- ・社会福祉事業推進功労者表彰
- ・福祉教育セミナーの開催
- ・いきいき体験教室の開催



- ・ボランティアの育成と活動の促進
- ・相談援助事業

〈歳末たすけあい募金〉

- ・歳末激励訪問

ボランティア基金事業 (168千円)

自主的で継続的なボランティア活動を支援します。

生活支援コーディネーター 配置事業 (4,560千円)

生活支援サポーターの養成等を行い、地域において、住民による助け合いのしくみをつくります。

聴覚障がい者支援事業 (745千円)

- ・手話奉仕員養成講座の開催
- ・聞こえのサポーター養成講座の開催



◀手話奉仕員
養成講座



▲聞こえのサポーター養成講座

リフト付乗用車移動支援事業 (480千円)

車椅子昇降用リフト付マイクロ バス管理運行事業 (4,044千円)

生活福祉資金貸付事業 (278千円)

法人運営事業(25,104千円)

- ・会員制度の実施
- ・日常生活自立支援事業
- ・苦情解決窓口の運営

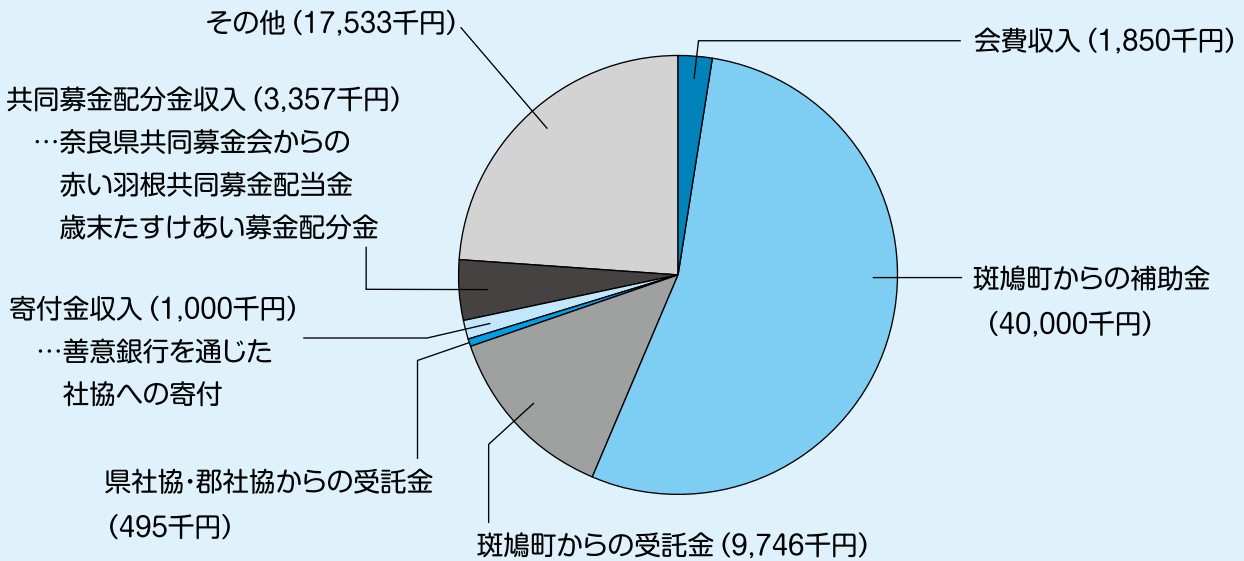
善意銀行運営事業 (1,050千円)

社会福祉協議会は、住民の皆様と福祉関係団体やボランティアの方々と協力

令和2年度 予算額

収入の内訳

収入合計(財源合計額)
73,981千円



地域福祉活動推進事業 (31,740千円)

・小地域福祉活動の組織化支援と活動の促進
住民による地域の見守り、サロン活動などを支援します。



▲小地域福祉会のサロン活動

- ・車椅子貸与事業
- ・録音CD貸出し事業
視覚障がいのある人へ広報を録音したCDを貸し出します。

- ・出前講座
地域で福祉に関する講座を実施します。



◀車椅子体験講座

認知症サポーター養成講座▶



- ・ふれあい交流事業
- ・ボランティア体験事業
- ・生き生き号の運行

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの皆様へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための資金の貸付を行っています。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付金額 10万円以内

※特定の条件に該当する場合は20万円以内

■措置期間 1年以内

■返済期間 2年以内

■連帯保証人 不要

■利子 無利子

※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して延滞利子が発生します。

失業された方等向け（総合支援資金）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付金額

・二人以上世帯 月額20万円以内

・単身世帯 月額15万円以内

貸付期間：原則3ヶ月以内

■措置期間 1年以内

■返済期間 10年以内

■連帯保証人 不要

■利子 無利子

※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して延滞利子が発生します。

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

申込先

斑鳩町社会福祉協議会

電話番号

0745-74-5122

要 援 護 世 帯 へ の 支 援 に つ い て

「不安」を「安心」へ～日常の心配ごとをなんでも気軽にご相談ください～

社協の職員が相談をお受けしています。

■受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始は除く)午前9時～午後5時

■場 所 生き生きプラザ斑鳩

※来所することが困難な場合は、訪問させていただきます。

■相 談 料 無料

■予 約 不要

※相談員には守秘義務があり、ご相談内容の秘密は守られます。

また、プライバシーの保護に配慮した個室で相談対応することも可能です。



フーズレスキュー事業

◆フーズレスキュー事業とは

今日食べるものもなく、緊急の支援を必要とされている人に対して、一時的に食料品の支援を行っています。

◆支援の方法

- 1.まずはご相談にお越しくください。
- 2.相談者が安心・安定した生活を営めるよういっしょに支援策を考えます。
- 3.他施策等の利用開始までの間、一時的に食料を提供します。
- 4.支援提供後の様子をお伺いし、必要に応じて新たな支援策と一緒に考えます。



小口資金貸付事業

生活に困窮している世帯を支援するための緊急貸付の制度です。

貸付内容

- | | | | |
|--------|-------|--------|-----------------|
| ・貸付限度額 | 5万円以内 | ・償還期間 | 借り入れた翌月から10か月以内 |
| ・貸付金利子 | 無利子 | ・連帯保証人 | 県内在住で65歳未満の方 |

申請方法

連帯保証人を立て、お住いの地区担当民生委員との面談を経て、必要書類を添えて申請書を提出していただきます。

くわしい内容や手続きなどについては、
ご相談、お問い合わせください。



社協貸出物品をご活用ください

〈対象〉

町内の団体で、地域の交流やふれあいを目的とする非営利の活動に対して貸し出しています。

〈使用場所〉

町内

〈貸出期間〉

1週間まで(原則)

〈利用料〉

無料

〈予約・申込み〉

事前に予約状況をご確認いただき、所定の申込用紙にご記入の上、お申し込みください。予約は使用日の2ヶ月前から受付します。

〈貸出機材〉

○調理関係

・綿菓子機・ポップコーン機
・たこ焼き器・鉄板セット

○音響・映像関係

・プロジェクターセット
・MD/CDラジカセ
・カラオケマイク
・福祉関係DVD
○レクリエーション関係
・わなげ・ボーリング
・フロッカー・すくもく



地域での学習会などに活用ください。詳細につきましては、本会までお問い合わせください。

NEW カーリングコン

氷上カーリングのストーンを表裏、赤と緑、2色の円盤(ディスク)に仕立てたものです。

両チームがそれぞれ6枚のディスクを互い違いに投げ合い、どちらがポイントに近づいているかを競うスポーツです。

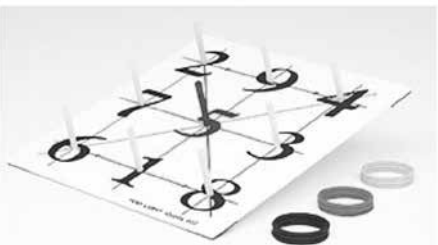
簡単なルールなので誰もがすぐプレーに参加できます。



NEW わなげ

屋外・室内を問わず、平坦な場所があれば使用することができます。

参加者の身体条件や技術にあわせて投輪距離を調整することで、誰でもたのしくプレーすることができます。



視覚障がいのある人に録音CDを貸し出しています

「広報いかるが」「議会だより」「いかるが社協だより」を録音したCDを、町内在住の視覚障がいのある人に無料で貸し出します。

※再生には、専用の機器が必要となります。

車椅子の貸出

歩行が困難な人に対して、車椅子を貸し出しています。

●貸出期間 / 3ヶ月

●利用料 / 無料

【貸出例】

- ◆入院中の人が、外泊することになった。
- ◆長距離の歩行に自信のない人が、旅行する。
- ◆骨折で車椅子が必要になった。

老人クラブの活動に参加しませんか!!

～斑鳩町にお住いの60歳以上の方、どなたでも参加できます～



老人クラブでは、「生きがいつくり」「健康づくり」のため、参加者同士が支え合い助け合いながら、さまざまな活動を行っています。地域の仲間と一緒に活動したい方は、ぜひご入会ください。

老人クラブではこんな活動をしています

斑鳩町老人クラブ連合会（町内30の老人クラブが加入、加入者数約1300人）

・文化系の活動 演芸大会（年2回） 親睦旅行 各種講座
研修会 奉仕活動

・軽スポーツ関係の活動 グラウンドゴルフ パークゴルフ ゲートボール
ターゲットバードゴルフ シャフルボード ペタンク
（それぞれ年3回交流大会を実施 ※パークゴルフのみ年2回）
体力測定 ウォークラリー 他



斑鳩町各地区の老人クラブ 町内各地区の老人クラブでもさまざまな活動が行われています。

問合せ 斑鳩町老人クラブ連合会事務局【TEL:0745-74-5122 斑鳩町社会福祉協議会】

寄付額
2,187,408円



令和元年12月1日から実施しました「歳末たすけあい運動」におきまして、住民のみなさんから多額のご寄付をいただきました。

寄付金は、令和2年末に、民生・児童委員のみなさんにより、町内にお住いの支援を要するご家庭や町内の障がい者施設にお届けします。

歳末たすけあい
運動へのご協力
ありがとうございます
ございました

療養機器・福祉用具（販売・レンタルの店）

む(株)イカリトンボ

介護用品小売店 ケア・ホープ

生駒郡斑鳩町竜田西4丁目1-40(竜田大橋バス停前)
☎(0745)75-2028

デイサービスセンター

いかるがの郷

居宅介護支援事業所

あんしん館

介護保険の申請や介護に関わるご相談などお気軽にお電話ください!!

— 株式会社 三恵健康倶楽部 —
0120-756-315（通話無料）
斑鳩町法隆寺1-7-23

● 広告枠 ●

善意銀行にご寄付ありがとうございます

【令和2年2月1日～令和2年3月31日】
(敬称略)

氏名	物品・金額(円)	目的(払出先)	備考
陶芸「土の会」	10,000	NPO法人 あゆみの家	
	10,000	NPO法人 虹の家	

お預かりしたご寄付は、斑鳩町の福祉増進のために活用させていただきます。みなさんの善意をお待ちしています。

～あなたの会費が地域を支えます～

令和2年度 社協会員にご加入をお願いします

社協では、住民のみなさんの参加と協力による地域福祉活動を進めるため、会員を募集しています。

社協の会員に加入いただくことは、地域福祉活動に参加する方法の一つでもあり、会費はその活動を支える大切な財源です。

住民の皆様と共に「福祉のまちづくり」を進めるために、一人でも多くの方のご加入をお願いいたします。



年会費

一般会費 1口 500円 賛助会費 1口 5,000円

加入方法

社協窓口で受け付けています。来所することが難しい人は、ご連絡ください。

一般会費の使い道

●小地域福祉活動の推進

地域における声かけ・見守り運動などを通して、高齢者や障がいのある方の孤立を防ぎ、ふれあいのある地域づくりの活動(小地域福祉活動)の補助金として活用します。

●福祉教育の推進

高齢者や障がいのある人との交流を通して、子どもたちに思いやりのある心を育てるために、町内小・中・高校での活動に対する助成金として活用します。

●ボランティア活動の推進

ボランティア活動を推進し、住民主体の町づくりをめざすため、町内の福祉ボランティアグループへの補助金として活用します。

賛助会費の使い道

●社協運営費の一部として活用します。

※本会の活動については、P2・3をご覧ください。

社会福祉法人 斑鳩町社会福祉協議会

〒636-0142 生駒郡斑鳩町小吉田1-12-35
(電話)0745-74-5122
(FAX)0745-74-5011

本会が実施しているサービスへのご意見・苦情の受付について

担当/総務係 安井 まで



再生紙を使用しています

この社協だよりは共同募金の配分金により作成しています

